本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

抗告代理人は原決定を取消し、相手方等の本件検査命令申立を却下する旨の裁判 を求めて本件抗告をした。

その理由は別紙抗告理由書(一) (=)(三)記載のとおりである。

由は別紙抗告埋田書(一)、(二)、(二)記載のとおりである。 抗告人は本件両処分に対する共通の理由としてカスミタクシー株式会社 (本件会社と以下略称)の営業状態が現に順調であつて整理の必要もなく支払不能 は勿論、債務超過の虞れのない旨種々主張するのでこの点について先づ順次審理す

- 会社整理の申立の主張によると本件会社は昭和三十三年八月二十二日債 権者との話合いにより、一般債権者の債権額を三割相当額に減額してもらい、その 相当金額を本件会社の金で支払ったというのであるから本件会社の一般債務はその時において全部消滅したことになる旨の抗告人の主張は右整理申立の中の右主張が一般債務が全部消滅したことを主張するためになされたものでないことは整理申立書全体により明かであるばかりでなく、抗告人に対する証人尋問速記録(本件記録 -六二丁—一八九丁)によると本件会社の全債務について右話合がなされたもので ないことが疏明せられて居るから抗告人の右主張は直には採用出来ない。続いて抗 告人は整理申立人が抗告人の債権を否認して居るのであるから本件会社に支払義務 があるということの出来ない旨主張するが本件整理申立が本件会社の抗告人等債権 者よりの債務額を協定精算の上、経営を常道に復帰したい為なされたことは本件整理申立書によつて明かであるばかりでなく、否認したことにより直に支払義務が無
- くなる道理無く、抗告人の右主張も採用出来ない。 (2) 昭和三十二年七月三日から同三十四年五月三十一日貸借対照表によると本件会社は金二五、七四七、二六〇円の資産超過となり、本件会社の毎月の収入は 約金一千円あり、その上営業用自動車四十台の営業権六千万円を考慮すると債務超 過にならない。抗告人が債権者委員である限り、会社の純益がある場合においての み、債権の返済を受けるのであるから、会社は支払不能におちいる虞はない旨主張 するが、昭和三四年八月八日附抗告人代理人弁護士の本件会社代表取締役の職務代 行者A宛Bの上申書に対する件(本件記録一〇八丁――――丁)によると抗告人は 昭和三十四年七月二十八日現在会社に対して約七千数百万円の債権を有して居り仮 払金が五万円になれば本払にして居る事が疏明せられ、B作成の財産目録(本件記 録一五一丁、一五二丁)によると、本件会社は昭和三十四年五月三十一日現在で、 資産計七四、五五四、八四一円、負債一三三、〇七四、一五一円、車輌計四〇台三 〇、九八〇、〇〇〇円であることが疏明せられて居るのでたやすく抗告人主張を採 用出来ないし、抗告人は債権者委員である限り、会社の純益がある場合にのみ債権を行使することについて何等の疏明もしないばかりか抵当権実行の通知及び不動産 競売手続開始決定(本件記録第百十九丁から第百四十二丁まで)により抗告人がC において会社債務の為名古屋相互銀行よりの債務の担保提供者となつている物件に 対し競売申立をなした事実さえ認められるので、到底抗告人の右主張を支払不能に 対するものとしても認める訳にいかない。その上債務超過の整理開始原因に対して は、債務超過は単に計算上負債が資産に超える場合であるから、抗告人の同主張が 理由がないことは明白である。
- 抗告人は更に本件会社は昭和三十二年六月五日までは債務超過におちい り、同年七月五日抗告人外七名が債権者委員となり、再建に努力した結果、経営良 好で現在不安のない旨主張する。

前記抗告人に対する証人尋問速記録に疏甲第六号証の記載を綜合すると昭和三十 **- 年七月五日債権者会議を開いて本件会社に果して金一億四千万円の債務があるか** を確かめる為、抗告人外数名がその委員となり(Gは約金二百万円の債権者) 件会社代表取締役日は同日に同会社債権者委員抗告人との間に債権者委員会に対し 「1」債権者委員会の承諾する債務額の返済と同時に管理を解除する、 「2」債権 者委員会の求める一切の書類その他に関しては無條件提出を確約するとの条項を約 し債権者委員会に経営管理を委任する覚書を作成したことが認められ、疏甲第七号 証の記載によると本件会社取締役社長兼個人Bは昭和三十二年八月十二日同会社債 権者抗告人との間に、 第一、 抗告人は監督官庁より辞任を求められない限りB の辞任届に拘らず従来の代表取締役の地位を保留し両者協力して会社の負債整理並 再建継続に努めこれが他に処分することを極力回避すること。抗告人はBをして生 活の為会社の業務に従事させこれに相当給与を支給すること、 第二、 抗告人は Bが会社の為其の名義の如何を問わず負担した債務については会社債務と看做して これが処理に当ること、

抗告人とBは抗告人が中部日野ルノ一株式会社愛知日産自動車株式会社 第三、 及愛知トヨタ株式会社より譲受けた車輛及株式についての権利は抗告人が昭和三十 二年八月五日以降右三会社に支出した金員及本件会社の為支出した金員の担保にし て会社は抗告人に対し右全額を他の債務に優先して弁済することを誓約確認し抗告

部日野ルノ一株式会社(相手方代理人E、F)との間に次の趣旨の条項等で調停が 成立したことが疏明せられている。

(-)本件会社は中部日野ルノ一株式会社に対し金六百五十九万七千百四十二 円の債務を負担することを確認する。

同中部日野ルノ一株式会社は同債権を抗告人に譲渡する。

(三) Bは同債権中金銭消費貸借に基く借入金返済債務残額金百五万六千八十 三円を担保するため株式数一、二〇〇〇、額面金六〇〇、〇〇〇円の株券を中部日 野ルノ一株式会社に譲渡したことを確認し、抗告人が前記譲渡代金債務を昭和三十 二年十月末日までに完済しない時は、中部日野ルノ一株式会社において右株券を任 意売却しその売得金を以て弁済に充当し売得金の残金ある時はこれをBに返還し弁

済に不足ある時はこれを本件会社に請求することが出来る。 (四) 中部日野ルノー株式会社は抗告人が前記の債務を所定の期限に完済した 時及「中部日野ルノ一株式会社が自動車の引渡を受け売却処分しその売得金で譲渡 債権中自動車四輌に関する売買代金債務残額金百八万六千四百八十円の弁済に充当 残金あるときはこれを本件会社に支払い不足あるときは更に同会社及抗告人に 請求することができる」旨の約定により支払つた時はその完済の時に中部日野ルノ -株式会社の本件会社に対する右譲渡債権合計金六百五十九万七千百四十二円と前 記株券についての第(三)項の権利その他を移転する。

前項による移転のあつた時はその移転の時を以て本件会社は中部日野ル (五) ノ一株式会社の抗告人に対する譲渡を承認する。 (六) 抗告人が前記債務を完済しない場合抗告人が既に中部日野ルノ一株式会

社に対して支払つた譲受代金は本件会社の中部日野ルノー株式会社に対する第 (一) 項の債務の弁済として充当する。 本契約に基く債務については本 (七) 件会社及抗告人は強制執行競売の申立を受くるも何等異議なきことを認める。

抗告人が第(四)項により中部日野ルノ一株式会社の有する第(三)項 (八) 所定の株券についての担保権を取得した時はこの時を以て抗告人は株券の所有権を 抛棄しこれと同時にBは抗告人に対して右株券についての質権を設定したものとす る。

抗告人が前記譲渡代金債務を支払う金員については抗告人がこれを支払 (九) うに要した実費(借入利息等其他の実費)を本件会社は抗告人に対して支払う。

抗告人が本契約により出捐した金員を本件会社が抗告人に支払つた時は (十) 抗告人は第(四)項及第(八)項により取得した権利及株券を本件会社及Bに夫々 返還する。

次に疏甲第九号証によりBが昭和三十二年十二月十三日本件会社一部債権者委員 会現委員長G宛同会社株式譲渡の無効を通知したことと、同第十号証により同日同 会社一部債権者委員会当時委員長抗告人宛Bの同会社の代表取締役及取締役辞任届 の無効を通知したこと、同第八号証により昭和三十三年四月十日債権者代表委員宛 前記昭和三十二年七月五日付契約の解除の意思表示を為したことがいずれも疏明せ られている。以上の疏明事実から、本件会社は抗告人その他の債権者の債務の為債 務超過におちいり、債権者との間に債権整理の話合が進められ、二回にわたり会社 の経営を債権者に委ねる覚書の取りかわしが行われ、複雑な調停条項の成立を経 て、同経営について本件会社代表者Bと抗告人との間に紛争が起り現在まで紛争継 続中であつて、従前からの多額の債権についてその額を明確にする必要が存在し債 務超過におちいる恐れ又は疑のあることが認められる。従つて抗告人の会社の経営 に不安のない旨の主張は採用の限りでない。なお本件申立の存在が本件会社の増車 問題に重大な影響を及ぼすという抗告人主張は、何等本件原審処分を左右するもの でない。

二、 抗告人は株式名義書換禁止の命令が全額払込の制度の下では、その必要なく、整理開始の場合にもその必要あるときに限定せられている。殊に整理開始の中立により株主名義書換が禁止せられると、名義上の株主が不当の目的のために主きるが、成る程全額払込制の現行法の下では、未払込株金を払込ましめる為右禁止の必要のなくなつたことは〈要旨〉その主張の通りであるが、商法第三百八十六条において同禁止を存置したのは、会社の整理の申立あつた場〈/要旨〉合、株主の動配が必要、株式の移転が会社の経営上の紛争を助長し会社整理に妨害となる心配がある場合その心配をなくす必要その他の必要上急を要するときは本処分を認に不当の結果を生ずるという主張を採用出来ない。要は其の申立が右に述べた必要に基めの結果を生ずるという主張を採用出来ない。要は其の申立が右に述べた必要に基さるというさまである。

四、相手方は本件会社の株式一万六千七百株を有する旨本件整理申立書に記載しているが、本件会社の株主は相手方提出の同申立書添付の目録(二)より多数にある旨抗告人において主張するけれど、疏甲第五号証(疏乙第十一号証と同一の判決)記載の株式、疏乙第十二号証ノーないし三三(株券)と本件記録を照らし相手方は少くとも商法第三百八十六条所定の発行済株式総数の百分の三以上に当る株主であることが疎明せられているものと認められるから、抗告人の右主張は原決定を取消す事由にならない。

その他記録を精査するも、本件整理開始命令前の株主名義書換禁止の決定並に会社の義務及び財産に対する検査命令の原決定取消の事由となすに十分な違法の点を認めることが出来ない。本件抗告はいづれも理由がないからこれを棄却すべく、民事訴訟法第四百十四条、第三百八十四条、第八十九条、第九十五条に従い、主文の通り決定する。

(裁判長裁判官 県宏 裁判官 越川純吉 裁判官 奥村義雄)